

## 参加表明書に関する質疑回答書

業務名:新行政棟・文化庁移転施設整備の基本・実施設計業務

No.	質疑内容	回 答
1	<p>「募集要領」3 参加資格                      単体企業又は設計共同企業体が、様々な分野で専門性の高い協力事務所を加えて参加する場合、協力事務所に対する資格制限は無い、との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>協力事務所に対する資格制限はありませんが、府の指名停止措置を受けていないことが条件となります。                      ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾が必要であり、この記述をもって業務の一部を第三者へ委任、又は請け負わせることを認めるものではありません。  <b>【補足】</b>                      契約書案については京都府契約書様式を京都府ホームページに掲載しています。                      契約書様式掲載ページ:  <a href="http://www.pref.kyoto.jp/eizen/1315816072946.html">http://www.pref.kyoto.jp/eizen/1315816072946.html</a></p>
2	<p>「募集要領」4参加手続(4) 技術提案書の提出を求める者の選定及び通知                      技術提案書の提出を求める者の通知の日時が決まっておりますら教えてください。</p>	<p>平成30年8月上旬に技術提案書提出要請書を送付予定です。</p>
3	<p>「建築設計業務特記仕様書」p.6貸与資料等                      貸与資料等に「既存施設の図面」がありますが、参加表明書提出または技術提案書提出までに、図面を閲覧等することは可能でしょうか。なお、現況の既存施設の図面はセキュリティ上問題等があれば、創建時など過去の設計図面等でも構いません。</p>	<p>技術提案書の提出を求める者に対して技術提案書提出要請書を送付する際に「文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画」の全編(事業費概算書を除く)を貸与する予定です。提案に際しては、その中の平面図、意匠図等を確認して下さい。上記以外の方法で閲覧できません。</p>
4	<p>「設計概要書」6その他(1)留意事項カ全体スケジュール                      府庁3号館の解体工事が新行政棟増築工事に先立ち行われる予定ですが、新行政棟完成までの仮設計画その他の検討は業務に含まれないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>府庁3号館の解体工事に伴う仮設計画その他の検討については本業務の対象とはしません。                      本業務の設計対象の工事に伴う仮設計画その他の検討については本業務の対象とします。</p>
5	<p>「設計概要書」6その他(1)留意事項キ                      「…日影は、規制上のラインに近接しているため、…地盤高さの設定に留意すること。」とありますが、様式3のコンセプト提案にあたり、関連情報を提供頂けますでしょうか。</p>	<p>直近の計画通知(京都府警察本部新庁舎)に伴う日影図では、府庁敷地北側の建物の日影が規制上のラインに近接しており、日影図作成時の平均地盤面が48.18(TP)となっていますので、設計対象建物が接する地盤面の設定に配慮してください。                      直近の計画通知に伴う日影図については、別紙のとおりです。</p>
6	<p>「設計概要書」6その他(1)留意事項ク                      科学捜査研究所は残置とされていますが、警察本部新庁舎完成以降も現在の機能として継続使用される予定でしょうか。</p>	<p>科学捜査研究所については、現時点では、現在の機能として継続使用する予定です。</p>

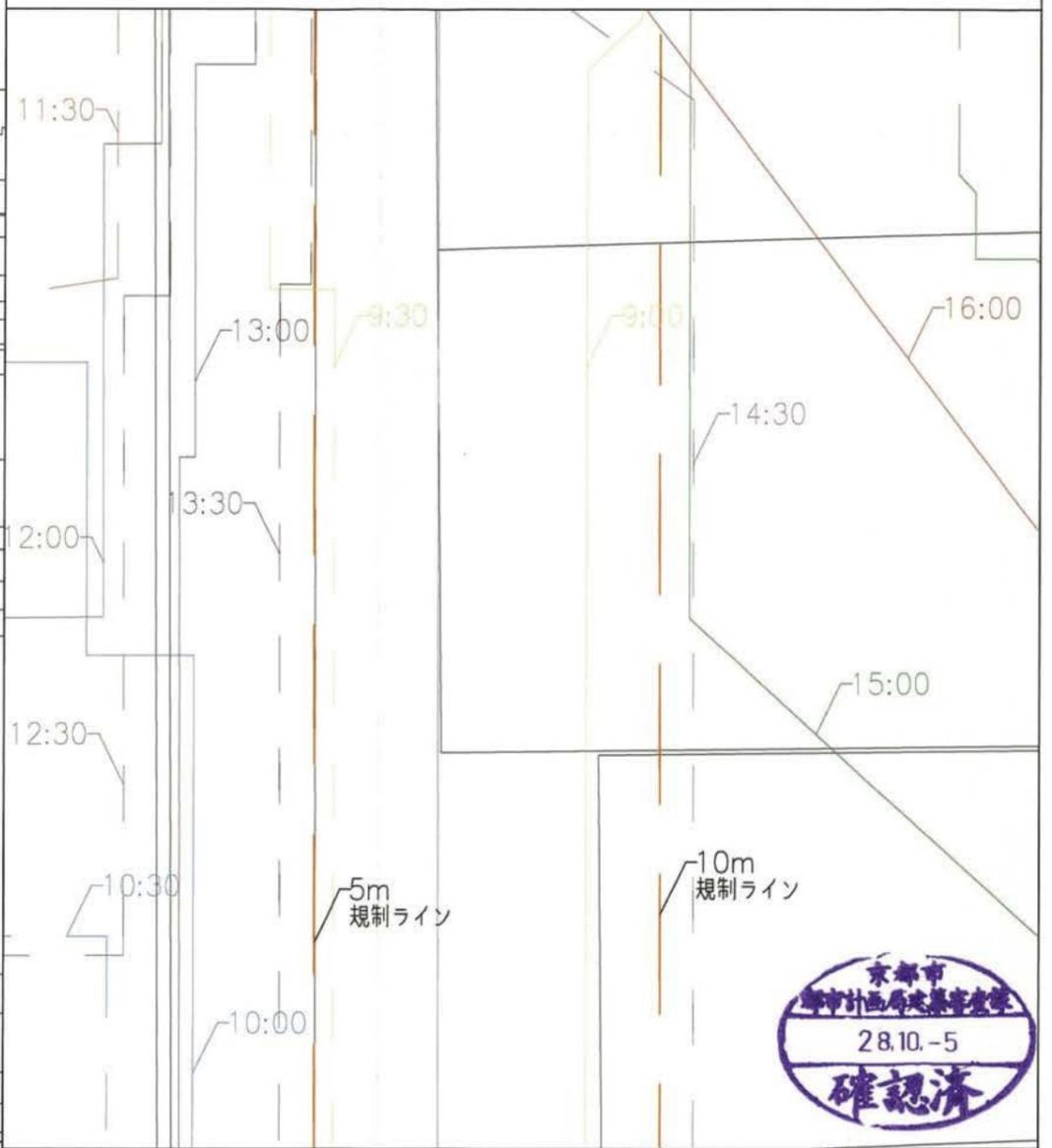
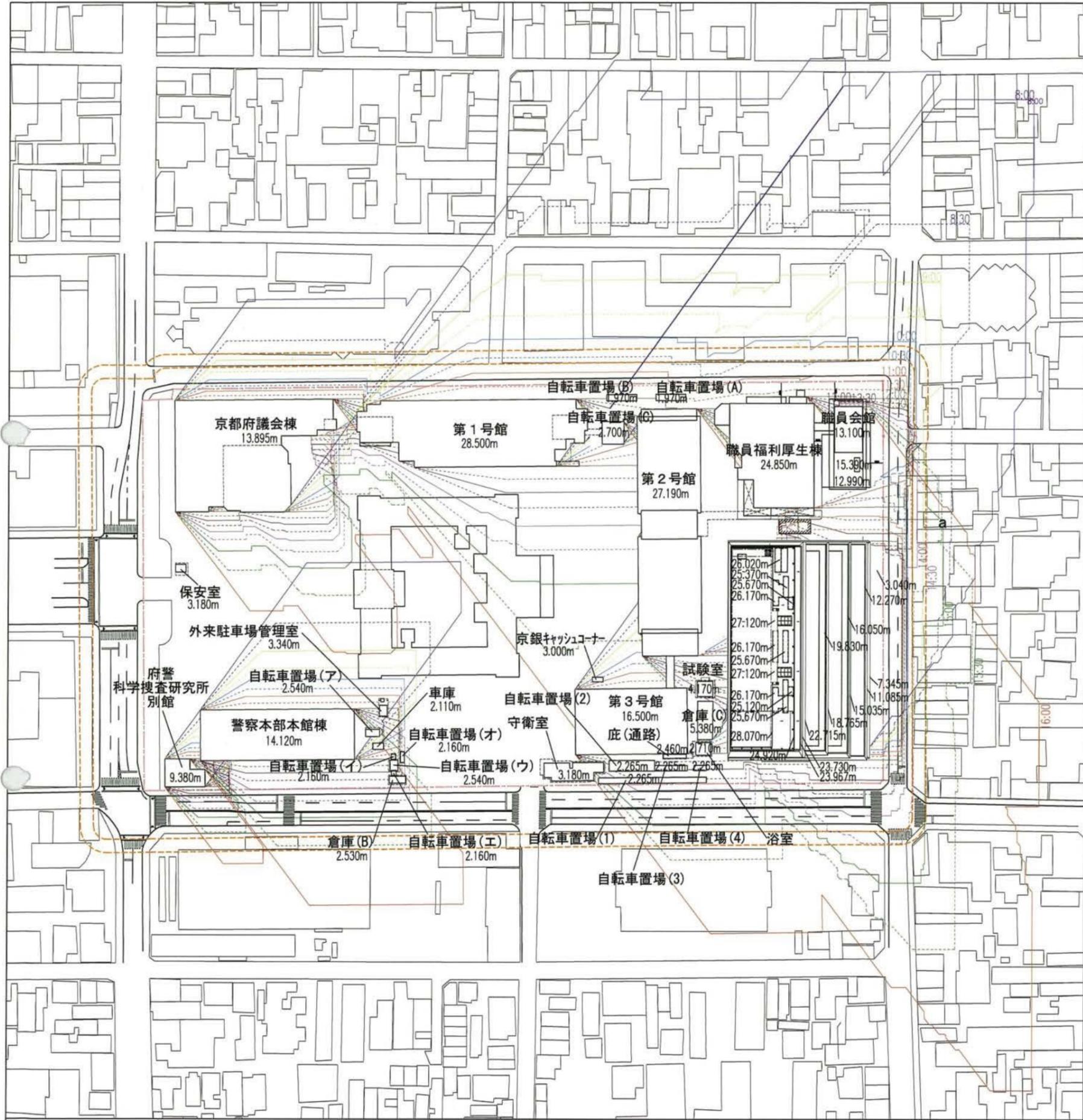
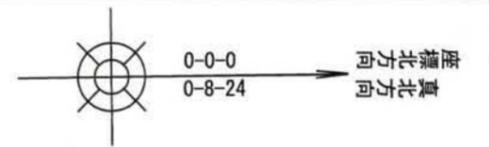
業務名:新行政棟・文化庁移転施設整備の基本・実施設計業務

No.	質疑内容	回答
7	<p>「設計概要書」6その他(1)留意事項サ                      現地調査は施設管理者と事前に調整した上で行うこととされておりますが、参加表明書提出または技術提案書提出までに、(京都府警本部)本館内部を見ることは可能でしょうか。</p>	<p>現役の警察本部庁舎であり、セキュリティー等の観点からこのプロポーザルへの参加を目的に本館内部を視察することはできません。直接、京都府警察本部に視察交渉することも禁止します。</p>
8	<p>「評価基準」1(3)担当チームの実施方針(コンセプト提案)                      単体企業又は設計共同企業体に協力事務所を加えたチーム編成で参加し、担当チームの特徴が実施方針にも関連する場合、「参加表明書及び技術提案書作成要領」3(2)イ「社名やプロジェクト名が特定できる実績等の記載は行わないで下さい。・・・」との留意事項は単体企業又は設計共同企業体にのみ該当し、協力事務所名等は記載しても構わない、との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>協力事務所等も含め、個人や会社が特定できる名称等の記載は禁止します。                      なお、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾が必要であり、この記述をもって業務の一部を第三者へ委任、又は請け負わせることを認めるものではありません。</p>
9	<p>「評価基準」1(3)担当チームの実施方針(コンセプト提案)                      様式3の※に「提案者を含め、固有名詞の使用は禁止します。」とありますが、担当者の写真等は記載可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>担当者が特定できる写真、マンガ等についても記載を禁止します。</p>
10	<p>参加表明 様式2、2-2(1)、2-2(2)                      記載する業務実績について、特に指示がありませんので契約書の写し等の履行を証明する資料の写しを添付しなくて宜しいでしょうか。</p>	<p>契約書の写し等、履行を証明する資料は求めませんが(証明資料等の添付は妨げません)、申請内容に虚偽の内容が判明した場合は失格とします。                      なお、書類を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。</p>
11	<p>参加表明 様式2-2(1)、2-2(2)                      業務実績について「二つの区分にまたがる実績については、それぞれの区分の実績として記載することができます。」とありますが、様式2同様に区分①と区分②を明示してそれぞれの区分の実績として記載しても宜しいでしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
12	<p>参加表明 様式2-1、2-3                      様式2-1及び様式2-3それぞれについて、記載された業務実績が重複しても、各業務実績について1枚を作成することで宜しいでしょうか。</p>	<p>原則、事務所、技術者毎に作成としますが、何(事務所、技術者)に関する実績であるかを資料の中で明確にすることができるなら、1枚にまとめることができます。</p>

業務名:新行政棟・文化庁移転施設整備の基本・実施設計業務

No.	質疑内容	回答
13	<p>参加表明 様式2-2(2)担当チームの資格</p> <p>「備考3. 協力事業所の職員数は( )内に記入して下さい。」とありますが、協力事業所とは設計共同企業体以外の協力事業所の職員数と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>協力事業所は、設計共同企業体以外の事務所の職員数としてください。</p> <p>例えば、設計企業共同体の職員数が3人、協力事業所が1人の場合は、3(1)人として下さい。</p> <p>ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾が必要であり、この記述をもって業務の一部を第三者へ委任、又は請け負わせることを認めるものではありません。</p>
14	<p>「全体スケジュール」</p> <p>計画通知書の作成は実施設計業務に含まれるとされていますが、敷地内で京都府警察本部の工事が継続中のため、計画通知の取得時期は京都府警本部の竣工後と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>計画通知については、本業務において確認済証の取得をしてください。</p> <p>なお、京都府警察本部の手続きとは別に、今回設計対象の建物のみで計画通知、完了検査を受けることが可能です。</p> <p>詳細については、業務の中で京都市都市計画局建築指導部建築審査課と協議の上進めてください。</p>
15	<p>「文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画」について</p> <p>(概要版)はホームページで公開されていますが、基本計画の全編を閲覧等することは可能でしょうか。</p>	<p>「文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画」(全編)の閲覧はできませんが、技術提案書の提出を求める者に対して技術提案書提出要請書を送付する際に貸与する予定です。</p>
16	<p>参加資格について</p> <p>「設計共同企業体については、構成員の数を2者とし、」とありますが、2者までとしなければならないとの解釈でよろしいですか。</p>	<p>設計共同企業体については、代表者を含め構成員の数は2者としてください。</p>
17	<p>参加資格について</p> <p>(10)「…平成15年度以降に完工…」とありますが、計画通知完了時を設計業務の完工と考えてよろしいですか。また、完工を証明するものが必要でしょうか。</p>	<p>平成15年度以降に完工とは、平成15年度以降に計画通知が完了したということではなく、平成15年度以降に工事が完成(竣工)したという意味です。</p> <p>完工を証明する資料は求めませんが(証明資料等の添付は妨げません)、申請内容に虚偽の内容が判明した場合は失格とします。</p> <p>なお、書類を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。</p>

平成30年7月20日 回答



a部拡大図 S=1/100

日影規制条件

領域番号	測定高さ	規制時間1	規制時間2
第1領域	4.000m	5.0m	10.0m
		4時00分	2時00分

日影測定条件

緯度	北緯 35°01' 00"
経度	東経 135°44' 00"
方位/日付	冬至 [12月22日頃]
赤緯	-23°27' 00"
時刻法	真太陽時

ADS-win ver.9.21

基準座標表

時刻	方位[角度]	倍率	X	Y
9:00	-53.4429	6.7137	3.9347	5.4398
10:00	-42.8975	3.1459	2.2791	2.1685
11:00	-30.4011	2.1462	1.8381	1.1079
12:00	-15.8846	1.7441	1.6717	0.4972
13:00	0.0000	1.6297	1.6296	0.0193
14:00	15.8846	1.7441	1.6830	-0.4574
15:00	30.4011	2.1462	1.8639	-1.0641
16:00	42.8975	3.1459	2.3298	-2.1139
	53.4429	6.7137	4.0624	-5.3451

